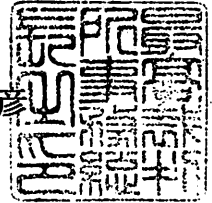


平成31年4月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

4月23日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所が71期判事補志望者に対して採否の通知を電話で連絡していることからすれば、本件対象文書は存在する旨主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

71期判事補志望者に行った、採否の通知の電話連絡に関するマニュアル

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月29日付けで、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「71期判事補志望者に行った、採否の通知の電話連絡に関するマニュアル」については、「判事補志望者への採用の内定又は不採用の通知の方法や内容を一般的に記載した文書」と整理した。

イ 判事補志望者への採用内定等の通知は電話で行っているが、通知する内容は、採否の結果及び採用内定者の補職予定庁である。あわせて、採用内定者からは宿舍貸与希望の有無を聴取しているが、いずれも複雑な内容ではないことから、判事補志望者への採用の内定又は不採用の通知の方法や内容を一般的に記載した文書は作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。